

岡崎市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）にのっとり、法第7条に規定する事項に関し、市の職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病等により起因する障がいを含む。）（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 法第7条第1項の規定に従い、職員はその事務又は事業を行うに当たり、障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。職員は、これに関連し、別紙の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」（以下「留意事項」という。）第1から第3までに留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において職員は、留意事項第4から第6までに留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、職員を監督する地位にある者であって、課長相当職以上の者（以下「監督者」という。）は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に注意して、障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われることのないようにするとともに、障がい者に対し合理的配慮が提供されるように努めなければならない。

(1) 日常の業務を通じた指導等により、職員の注意を喚起し、障がいを理由

とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障がい者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(服務上の措置)

第6条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者に対し、不当な差別的取扱いをした場合又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合には、その態様等によっては、懲戒処分等に付されることがあることに留意しなければならない。

(相談体制の整備)

第7条 障がい者及びその家族その他の関係者からの職員による障がいを理由とする差別に関する相談等に的確に対応するための相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 福祉部障がい福祉課
- (2) 保健部保健政策課
- (3) 岡崎市民病院事務局総務課
- (4) 教育委員会事務局教育政策課

2 市は、必要に応じ、前項の相談窓口の充実を図るよう努めるものとする。

なお、職員による障がいを理由とする差別に関する相談等を受ける場合は、性別、年齢、障がいの状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用いて対応するものとする。また、相談対応過程では、相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で、対応方針の検討等を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ることが望ましい。

3 職員は、第1項の相談窓口にかかわらず、障がいを理由とする差別に係る相談を受けた場合は、福祉部障がい福祉課へ報告するものとする。

(研修及び啓発)

第8条 市は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や条例等の周知や、障がい者から話を聞く機会を設けるなど、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項の研修は、新たに職員となった者に対しては障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について、新たに監督者となった職員に対しては障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるこ

とを目的として実施するものとする。

- 3 第1項の啓発を行うに当たっては、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障がい者に適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図るものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、障がいを理由とする差別の解消に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 法の施行後における動向や不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等をふまえ、必要に応じて対応要領を見直し、充実を図るものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。